平成２５年（フ）第４４号
長野県上水内郡飯綱町大字豊野1429番地103
債務者　石川　武久
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
長野県茅野市金沢4518番地１　八ヶ岳寮
債務者　小口　　**隆**
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第３８号
京都市右京区梅津南広町83番地11
債務者　辻村　元隆
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
京都府宇治市大久保町旦椋76番地の１　府営西大久保団地９棟106号
債務者　南　幸太郎
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
京都市西京区大枝沓掛町５番地６　府営住宅洛西沓掛団地１棟202号
債務者　三輪　徳三
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３４５号
京都府京田辺市大住平谷８番地59　ルミエール大住103、前住所京都市伏見区小栗栖山口町１番地２　グラン・ブルー醍醐502号
債務者　**楽**原　知美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３０号
広島県豊田郡大崎上島町中野1871番地３
債務者　岩永　裕二
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第３８号
広島県呉市倉橋町6006番地
債務者　出水　敏昭
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第３４号
福岡県田川市大字夏吉741番地５　たかはグリーンハイツ302号室
債務者　堀川麻衣子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第３５号
福岡県田川市大字糒2557番地　パインツリーＴ＆Ｙ210号、前住所福岡市南区大楠１丁目４番17―106号
債務者　森　　美耶（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１３５号
宮崎県小林市野尻町三ケ野山1311番地８
債務者　合原　仁美
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第４４号
宮崎県延岡市昭和町２丁目2288番地　市営住宅４―47
債務者　渡辺　和男
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第８号
沖縄県石垣市字新川2445番地９　よなはアパート西棟202号
債務者　仲間かおり
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第７７号
盛岡市東中野字見石55番地55
債務者　佐々木正子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２５号
岩手県北上市上野町５丁目12番26号
債務者　新沼　重明
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第２６号
宮城県遠田郡涌谷町字田町裏142番地１　第一スカイコーポ203号室、従前の住所宮城県遠田郡涌谷町上郡字永根20番地５
債務者　渡邊しのぶ
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
盛岡市城西町10番35―305号、旧住所盛岡市上田字東黒石野38番地29　Ｍビル101号
債務者　中村　伸一
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部